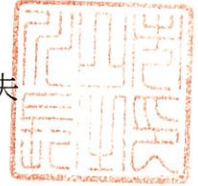


川 都 発 第 4 6 号
令和7年10月6日

川口市監査委員 西 原 信一郎 様
同 金 井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 船 津 由 徳 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年11月28日執行の都市計画部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（都市計画課）

都市計画課の雑入において、納付書の納期限の指定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

屋外広告物講習会の受講費につきまして、納付書の納期限を20日以内に指定し、受講予定者に送付するようにいたしました。

今後も規則等に則って、適正に事務を執行して参ります。

